

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和5年8月29日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 黒川 悟

質問事項	質問の要旨	質問の相手
進まない空き家対策の今後の取組について問う	<p>少子高齢化などを背景に空き家が増加している。放置された空き家は、老朽化が進み近隣の安全面や防犯上の悪影響が大きくなる。2015年制定の空家対策特別措置法により、倒壊の恐れが高い場合は自治体が「特定空家」に指定でき、改善などの勧告措置を行えるが、一向に進まない空き家対策の強化について問う。</p> <p>① 当町の空き家の件数及び近年の推移は ② 所有者の把握は ③ 固定資産税の収納状況は ④ 空き家バンクの活用状況は ⑤ 空家等対策協議会の現状と今後の活動は ⑥ 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が本年6月に公布されたが、当町の今後の対応は ⑦ 進まない空き家対策の強化について、町長の見解を</p>	町長